

3 県内外の主な動き

(国の動き)

1999年(平成11年)6月に男女共同参画社会基本法が施行され、2000年(平成12年)12月に第1次の男女共同参画基本計画、2005年(平成17年)12月には「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。この計画には、重点事項として2020年(平成32年)までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように期待し、各分野における取組を促進することや、男性も含めた働き方の見直しなどの10項目が盛り込まれています。

しかし、指導的地位に立つ女性の割合は依然として低く、他の先進諸国と比べても女性の参画は遅れているのが現状です。こういった現状を打開するため、2008年(平成20年)4月「女性の参画加速プログラム」を策定し、そのための基盤整備を行うとともに、女性の参画が進んでいない分野に焦点を当て、その課題に対し地方公共団体や民間団体などが連携し重点的に取組を推進することとしています。

2007年(平成19年)12月には、男女共同参画会議関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。官民一体となって、多様性を尊重し、仕事と生活が好循環を生む社会をめざした取組が進められてきましたが、2010年(平成22年)6月に、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、憲章・行動指針に新たな視点や取組が盛り込まれた改定案が合意され、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意が表明されたところです。

また、2009年(平成21年)は、男女共同参画社会基本法が制定されて10年、女子差別撤廃条約の採択から30年という節目の年であり、8月には国連の女子差別撤廃委員会が条約にかかる日本の取組状況について最終見解を出し、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組の強化等が求められました。

「男女共同参画基本計画(第2次)」は2010年度(平成22年度)に最終年度を迎えるため、現在、社会経済環境の変化や、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第3次男女共同参画基本計画の策定が進められているところです。

(男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組の推進)

男女共同参画の推進に関する条例は、2010年(平成22年)4月1日現在、全国で46都道府県、19政令指定都市で制定されています。

三重県では、2000年(平成12年)10月に三重県男女共同参画推進条例を制定しています。これは全国で4番目の制定であり、人権条例がある県として初めての制

定でした。2002年(平成14年)3月には男女共同参画施策を総合的、計画的に実施するための指針である第1次の基本計画を策定(2007年(平成19年)一部改訂)またその計画を着実に推進するため、「実施計画(第1次~第3次)」を策定して取り組んできたところです。平成22年度は計画期間の最終年度となるため、これまでの取組による成果と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成23年度からの「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定に取り組んでいるところです。

県内の市町における条例は、2010年(平成22年)4月1日現在で津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、いなべ市、伊賀市、多気町の11市1町で制定されています。また、基本計画については14市6町が策定しており、数市町において条例制定及び基本計画策定が検討されています。

(政策・方針決定過程への男女共同参画の推進)

国会議員に占める女性の割合は、2010年(平成22年)5月現在、衆議院においては11.2%(54名)、参議院においては17.4%(42名)となっています。

三重県議会の女性議員は2名(4.1%)であり、市町議会議員については71名(12.5%)となっています。(2010年(平成22年)4月1日現在)

国において「女性の参画加速プログラム」が策定されていることを受け、三重県においても、引き続きあらゆる分野における女性の参画を加速するため、その課題を整理し、さまざまな関係団体が連携し取組を進めていきます。

(働く場等、さまざまな分野における男女共同参画の推進)

国では、さまざまな分野における女性のチャレンジを推進する上で重要と考えられる事項について、2003年(平成15年)4月に「女性のチャレンジ支援策」としてまとめました。また、2005年(平成17年)12月には、安心して子育てしながら女性が再チャレンジできる社会の実現を目指して「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定し(2006年(平成18年)12月改定)各府省が連携して施策を推進しています。2005年(平成17年)12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画(第2次)」の中でも、「女性のチャレンジ支援」が重点項目として盛り込まれており、意欲や能力のある女性が「いつでも、どこでも、誰でも」チャレンジできるような社会の実現に向けて、総合的な支援策を講じる必要があるとしています。

県においては、2007年(平成19年)6月から四日市市に女性のチャレンジ支援の拠点施設である「みえチャレンジプラザ」を設置し、チャレンジに関する情報提供や相談者のニーズに応じたアドバイスを行うなど、必要な支援を提供することにより女性のチャレンジ支援を重点事業として取り組んでいます。

また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づき、県においても、仕事、家庭生活、地域生活などさまざまな活動を、自らが希望するバラ

ンスで展開できる社会を目指し、地方自治体、民間企業、関係団体等が連携して、その実現にむけた取組を進めていきます。

（家庭・地域における男女共同参画の推進）

2009年（平成21年）の合計特殊出生率は、全国で1.37（三重県では1.40）となり、三重県においては前年を若干上回ったものの、全国では2006年以降続いていた上昇がストップし横ばいとなるなど、中長期的な少子化傾向は依然として続いています。

国においては、2004年（平成16年）6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、2005年度（平成17年度）より「子ども・子育て応援プラン」（2004年（平成16年）12月、少子化社会対策会議において決定）に基づいて、具体的目標を掲げ施策を進めてきました。

2005年（平成17年）4月には「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。この法律は、地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な次世代育成支援のための取組を促進するために、都道府県、市町村、事業主が行動計画を策定・実施することをねらいとしたものです。2008年（平成20年）12月には今後さらに取組を促進するため、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大や行動計画の公表・周知などを盛り込んだ改正が行われ、2011年（平成23年）4月から完全施行されます。

「子ども・子育て応援プラン」は2009年度（平成21年度）で終了し、2010年度（平成22年度）からは「子ども・子育てビジョン」（2010年（平成22年）1月、少子化社会対策会議を経て、閣議決定）に基づき、施策が進められています。

また、2010年（平成22年）6月から「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）も改正され、子育て期間中の労働者のための短時間勤務制度の設立が義務化されるとともに、父親も子育てが出来るよう、父母ともに育児休業を取得する際に、育児休業期間が2ヶ月延長される（パパ・ママ育休プラス）等の制度支援が行われました。

三重県においても、2005年（平成17年）3月に「三重県次世代育成支援行動計画」（第一期）を策定し、行政が行う環境整備とともに多様な主体の参画・協働・連携による「ささえあいの地域社会づくり」を進めてきましたが、その基本的認識を引き継ぎつつ、子ども手当の創設などの新たな国の施策や社会環境等の変化を踏まえるとともに、第一期の行動計画の成果と課題を検証し、より発展した「ささえあいの地域社会づくり」の取組の展開をめざし、2010年（平成22年）3月に「第二期三重県次世代育成行動計画」を策定しました。

企業においても、労働者が多様な働き方を選択できる職場環境の整備をはかるとともに、労働者の家庭生活と職業生活の両立を支援するため、「一般事業主行動計

画」の策定を促進しています。県内では、2010年（平成22年）6月末現在、従業員301人以上の企業144社、従業員101人以上300人以下の企業37社、100人以下の企業196社が一般事業主行動計画を策定し、三重労働局に届出をしています。

（男女共同参画を阻害する暴力等への取組）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）であっても重大な人権侵害であるとして、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定、施行されました。これまで、家庭内の問題などとして見過ごされがちでしたが、この法律によって改めて、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると規定されました。

2004年（平成16年）12月には改正DV防止法の施行、2008年（平成20年）1月には二度目の改正法が施行され、保護命令制度が拡充されるなど内容や制度が充実されてきています。

2009年度（平成21年度）の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は72,792件で年々増加しており、DVを取り巻く状況の深刻さがうかがえます。

三重県でも2009年度（平成21年度）に女性相談所等に寄せられた相談件数は1,315件となり、これまでの減少傾向から平成20年度以降は増加傾向に転じました。

2006年（平成18年）3月には、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、DV防止と被害者の保護、自立に向けた支援のために全県的に取組を実施してきたところですが、これまでの取組状況や課題を整理するとともに、DV防止法の改正内容を踏まえ、平成21年3月に計画の見直しを行い、引き続きDVのない社会の実現を目指し、取り組んでいます。